

## 宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所たかやま運営規程

### (事業の目的)

#### 第1条

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会が開設する宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所たかやま（以下「事業所」という。）が行う小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

1. 事業所に職員は、通いを中心として、要介護者等の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するように努めるものとする。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健、医療、福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 宮古島市社協小規模多機能型居宅介護事業所たかやま  
所在地 沖縄県宮古島市上野字新里 420 番地 3

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤1名）

管理者は、事業者の従業者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定小規模多機能型居宅介護を提供する。

2. 介護支援専門員 1名（常勤1名）

介護支援専門員は登録者に係る居宅サービス計画又は介護予防支援サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成に当たる。ただし、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）はライフサポートプランに替える事ができる。

3. 介護従業者 8名以上（うち1名以上は看護師）

介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を提供する。

看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 当事業所は営業日及び営業時間は、次のとおりにする。

1. 営業日時 1年を通して毎日営業する（休業日は設けない）
2. 営業時間 午前8時から午後5時まで
3. サービス提供時間
  - ・ 通いサービス 午前9時から午後5時まで
  - ・ 宿泊サービス 午後5時から午前9時まで
  - ・ 訪問サービス 24時間

（登録定員及び利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

1. 登録定員 25名
2. 通いサービス 15名
3. 宿泊サービス 7名

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実地地域は、次のとおりとする。

宮古島市上野・下地地区

（小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第8条

1. 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を作成する。

2. 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

3. 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第1項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。

4. 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るように配慮する。
5. 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む事ができるような必要な援助を行うこととする。
6. 登録者が通いサービスを利用しない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

（指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の内容）

## 第9条

指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

### （1）介護計画の作成

### （2）相談、援助等

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②家族に対する相談、助言
- ③福祉用具利用方法の相談、助言
- ④他の居宅サービス利用時の情報提供
- ⑤サービス利用についての相談、助言
- ⑥常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦族や地域との交流支援
- ⑧その他必要な相談助言

### （3）通いサービス及び宿泊サービスに関する内容

- ①移動の介護
- ②健康のチェック
- ③機能訓練
- ④入浴介助又は清拭、入浴の見守り
- ⑤排泄介助
- ⑥体位変換
- ⑦衣服の着脱
- ⑧食事の提供
- ⑨食事の介助
- ⑩服薬支援
- ⑪医師の指示による医療的ケア
- ⑫地域との交流

⑬レクリエーション活動

⑭送迎サービス

⑮その他必要な支援

(4) 訪問サービスに関する内容

①排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護

②調理・居室の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助

③安否確認

④特別な介助要する場合、またはその他やむを得ない事情がある方の受診時の移動支援

⑤服薬支援

⑥地域活動への参加支援

⑦その他必要な支援

2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画〔介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定小規模多機能型居宅介護(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)の利用料)

第10条

指定小規模多機能型居宅介護(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定小規模多機能型居宅介護(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

1. 食事代 朝食300円、昼食300円、夕食300円(利用した場合のみ)

2. 宿泊代 1泊につき1500円とする。

3. おむつ代 実費

4. 第7条の通りの実施地域を越えて行う指定小規模多機能型居宅介護(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)に要した交通及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。

5. 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用は、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

6. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

#### 第11条

サービスの提供に当たっては、利用者には以下の点に留意していただくものとする。

1. サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
2. 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時30分までに事業所に連絡していただくこと。
3. サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(衛生管理等)

#### 第12条

事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及訓練を定期的実施する。

(緊急時等において対応方法)

#### 第13条

1. 事業所の職員は、して小規模多機能型居宅介護(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
2. 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

#### 第14条

1. 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 当事業所は、前項の損害賠償のためには、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第15条

1. 当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待の防止)

第16条

○ 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。  
虐待防止に関する担当者（介護支援専門員　：　川田　チエミ　　）  
（管理者　　：　赤嶺　鉄　　）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(身体拘束)

第17条

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(非常災害対策)

第18条

1. 指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
2. 管理者は日常的に具体的な対処方法、遭難経路及び協力機関等との連携方法確認し非常時災害時には避難等の指揮を執る。
3. 非常時災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第19条

1. 当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）を地域に開かれてサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的とし、雲影推進会議を設置する。
2. 雲影推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）について知見を有する者とする。
3. 運営推進会議の開催はおおむね2カ月に1回以上とする。
4. 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(業務継続計画の策定等)

第20条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条

1. 当事業所は職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務体制を整備する。

1-1 採用時研修 採用3か月以内

1-2 継続研修 年1回

2. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持されるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保障すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この規定は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この規定は、令和5年12月10日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和6年4月10日から施行する。